

●香川県告示第2号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1)申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

東かがわ市馬宿515番地1

株式会社ジェイテクト香川工場 工場長 入谷 清宏

(2)事業場の所在地及び名称

東かがわ市馬宿515番地1

株式会社ジェイテクト香川工場

(3)特定施設に関する事項

種	類	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	
能	力	320CMM 8基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	許可後2月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	8	7.5~8.5
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	50	120
	化学的酸素要求量 (mg/l)	170	230
	浮遊物質 (mg/l)	40	50
	窒素含有量 (mg/l)	10	60
	りん含有量 (mg/l)	1	8
	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/l)	700	900
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		40	40

(4)汚水等の処理施設に関する事項

種	類	工業排水処理施設
能	力	100 m ³ /時
汚水等の処理方式		凝集加圧浮上+砂ろ過
工	工事着手予定年月日	既設

期等	工事完成予定年月日	既設			
	使用開始予定年月日	既設			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		断続24時間使用			
処理前及び処理後の汚染状態	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	36	41	30	30
	化学的酸素要求量 (mg/l)	37	42	25	25
	浮遊物質 (mg/l)	18	26	15	15
	窒素含有量 (mg/l)	20	60	14	22
	りん含有量 (mg/l)	0.3	0.5	0.05	0.1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	19	23	3	3
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		1,611	1,896	1,611	1,896

(5) 排出水の汚染状態及び量

区分		第 1, 2, 3 排水口			
排水水の汚染状態	項目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6	同 左	
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	10	20		
	化学的酸素要求量 (mg/l)	10	25		
	浮遊物質 (mg/l)	5	30		
	窒素含有量 (mg/l)	14	22		
	りん含有量 (mg/l)	0.05	0.1		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	1	2		
排水水の量 (m ³ /日)		1,577	1,587	1,577	1,582

他に、排水口が1箇所（雨水専用：1箇所）ある。

（備考）今回、第3工場の設置に伴い新たに特定施設を設置するため、排水処理施設での処理量は増加し、人員増により生活排水が増加するが、処理水の一部を再利用することにより、排水の量は増加しない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成19年1月5日から同月26日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
東かがわ市市民部環境衛生室